

## 実特法に基づく届出書の提出に関するお願い

2017年1月1日から、新たに口座開設を行う際に「居住地国」を記載した届出書の提出が必要になりました。

ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2017年1月より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下「実特法」といいます)に基づき、対象となるお取引を行う際にお客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただくことになりました。また、2018年以降、特定の非居住者の口座情報等は国税庁に報告が義務付けられ、各国税務当局との間で情報交換が行われることになりました。(\*1)

届出書の提出が必要な時	<ul style="list-style-type: none"><li>2017年1月1日以降、預金口座の開設などの所定のお取引を行う時。</li></ul>
届出書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名、住所および生年月日、法人の場合は名称および本店又は主たる事務所の所在地。(*2)</li><li>居住地国および居住地国が外国である場合は該当居住地国の納税者番号。(*3)</li></ul>

\*1 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることになりました。

\*2 一定の法人種別に該当し、かつ実質的支配者がいる場合は、その他事項につきましても記載をお願いいたします。

\*3 居住地国が日本である方も、居住地国として「日本」と記載が必要です。(その場合、マイナンバー〈個人番号・法人番号〉の記載は不要です)。

税法上の  
居住地国とは？

- 税法上の居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。  
(日本の税法上、日本に「住所」があり、または、現在まで引続いて1年以上居所を有する場合には、日本の「居住者」に該当し、日本で所得税または法人税を支払っている場合は、日本が居住地国となります)

どうして提出が  
必要なの？

- 国際的な脱税や租税回避を防止するため、世界各国の税務当局で非居住者の口座情報を報告するルールが定められたことによるものです。

手続きに協力しないと  
どうなるの？

- 「届出書」等をご提出いただけない場合や虚偽の記載をされるなど、お手続きにご協力いただけない場合は、お取引をお断りすることがあります。
- また、実特法に基づき、お客さまご自身が罰則の対象となるおそれがあります。  
(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)